

# 日野町簡易水道事業経営戦略

平成29年3月

鳥取県日野町建設水道課

## 日野町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 日野町

事 業 名 : 日野町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和 33 年 4 月 1 日	計画給水人口	3,614 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	2,623 人
		有収水量密度	0.267 千m <sup>3</sup> /ha

## ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 地表水、 <input type="checkbox"/> 湧水、 <input checked="" type="checkbox"/> 河流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 集水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長 46 千m
	配水池設置数	10	
施 設 能 力	2,299 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	48.2 %

## ③ 料金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え 方	現行の料金体系は、従量制となっている					
	用 途 区 分	基本料金(1ヶ月につき)			超 過 料 金	
		口径別	水 量	料 金	水 量	1 m <sup>3</sup> 当 たり
	一 般 用	13mm	10mm	1,200円	基本使用水量(1ヶ月)の10m <sup>3</sup> を超える水量 1m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 101m <sup>3</sup> ~	120円 150円 180円
		20mm	10mm	1,500円		
		25mm	10mm	2,000円		
		30mm	10mm	3,000円		
		40mm	10mm	4,000円		
		50mm	10mm	5,000円		
	75mm	10mm	7,500円			
共用給水装置			1,200円			
臨時用				使用水量1m <sup>3</sup> ~	300円	
◆水道料金=基本料金+超過料金						
◆各料金には消費税及び地方消費税が加算されます。						
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成8年4月1日					

④ 組織

職員数	平成28年度現在、本町では上下水道係による主幹1人、主任技師1人の2人体制で簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等について、それぞれ兼務しながら従事している。 50代主幹が下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等を事務及び技術的な部分を、50代主任技師が簡易水道事業の事務及び技術的な業務にそれぞれ従事している。 職員給与の予算措置は、簡易水道特別会計で主任技師1人分、公共下水道事業、農業集落排水事業会計で主幹1人分を計上している。
事業運営組織	平成17年度産業振興課上下水道係で担当 平成28年度建設水道課上下水道係で担当し、今後も同組織で経営することとしている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	1. 民間委託	水道水質検査業務を民間業者に委託している。
	2. 指定管理制度	指定管理制度については、未検討である。
	3. PFI/BDO	PFI/BDOについては、未検討である。
資産活用の状況	1. エネルギー利用 (水力発電等)	該当なし
	2. 土地 (未利用土地、施設の活用等)	該当なし
施設統合、広域化	1. 施設統合	平成27年度まで認可上8つの簡易水道事業であったが、28年度より1つの簡易水道事業の認可を取消し、現在は7つの簡易水道事業と4つの小規模水道施設で運営を行っている。
	2. 広域化	日野町は、地理的に他市町との広域化は出来ないものと考えている。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙「経営比較分析表」のとおり

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付している。  
この、経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、水需要の伸びが見込めない現状に対しての対応を検討している。

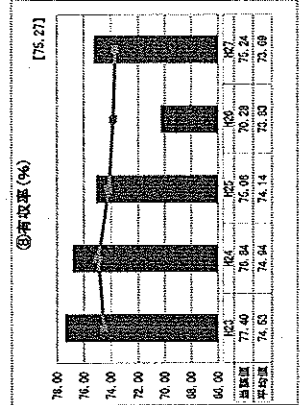
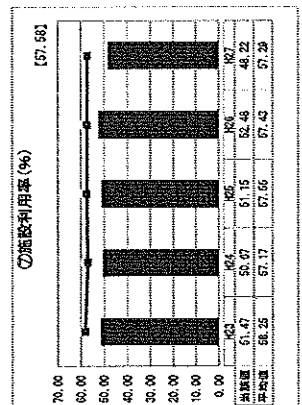
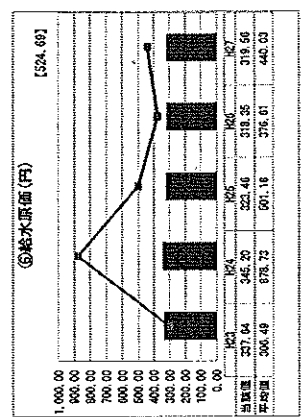
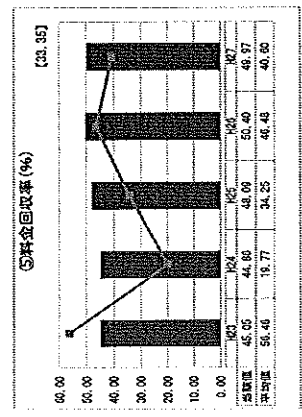
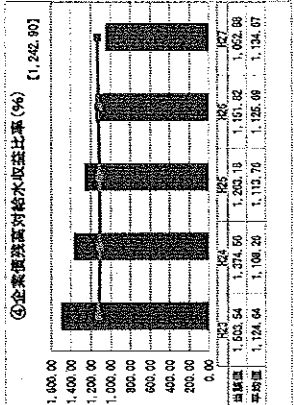
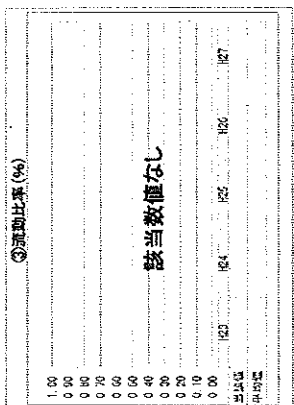
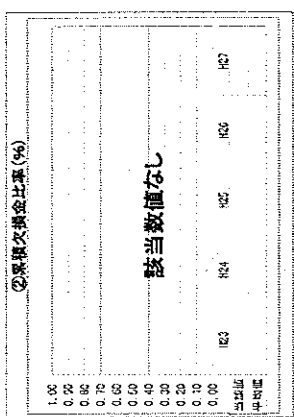
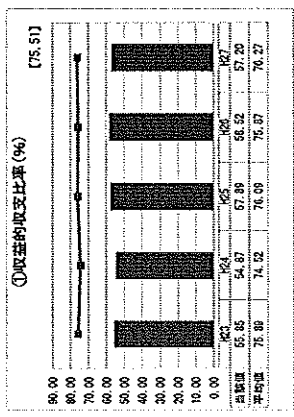
# 経営比較分析表

島取県 日野町	業務名	業種名	類似団体区分	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
	法務費用	水道事業	D3	3,414	133.98	25.48
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	1か月20m <sup>2</sup> 当たり家賃料(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
	-	該当数値なし	2,590	2,623	11.42	229.63
		普及率(%)	71.67			

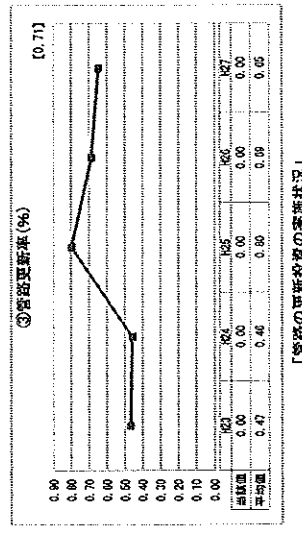
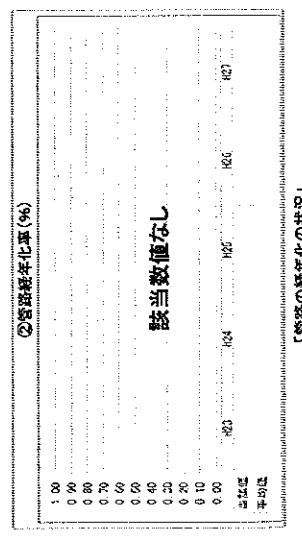
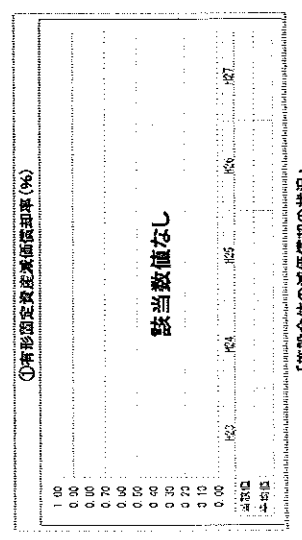
グラフ凡例

- 当該団体値(当年度)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支 類似団体と比較して低い数値を推移しているが、過剰な少子高齢化等による人口減少に防止効果がみられ、水道料金の収益が伸びないほか、地方債償還も少なからず影響している。

②経費削減率 類似団体と比較して高い数値を推移しているが、類似団体のピークも過去平均値を下回ったが、今後は老朽化に伴う更新が管理に努める必要がある。

③運転比率 類似団体平均を上回っているものの、資金回収率が伸びず水道料金の見直しを検討する必要がある。

④企業価値高対給水収益比率 類似団体と比較して平均値を下回って供給できており、費用効率は良好といえる。

⑤資金回収率 類似団体平均値を下回っているが、これは施設規模に対して、過剰、少子高齢化等による人口減少が影響している。

⑥有収率 年々下降傾向であるため、改善の必要があるほか、漏水等の削減を行い、無効水量を減らす努力が必要である。

2. 老朽化の状況について

公共下水道管及び農業排水事業に伴う大規模な管路更新を行っているが、現在は新たな更新は行っていないが、一部管路が断絶してあるため更新を行う必要がある。

全体総括

収支比率における地方債の割合が大きくなり、施設利用効率も低い。また、今後の施設更新等の設備投資の財源確保のため、施設効率、水道料金の見直し等水道事業全体の運営体制等のさらなる改善が必要である。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出しています。管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

本町の給水人口の推移をみると行政区域内人口の減少に比例して、給水人口も年々減少している。今後は、少子高齢化により給水人口も減少していくものと予想される。

### (2) 水需要の予測

本町でも、町営住宅の建設、大型店舗誘致の計画があり、新たな水需要者の増加を期待しているが、住宅の入居及び誘致企業の人数より、自然減等により減少する人数の方が多く、給水人口の減少傾向が緩やかになっても、水需要は期待したほど増加せず逆に減少している。また、水道使用者の節水意識の高まりや、節水型給水装置の普及等の影響も大きく、今後の水需要も、継続して減少していくものと予想される。

### (3) 料金収入の見通し

本町の料金体系は基本料金及び超過料金となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少ないと基本料金部分での収入となるため、なかなか料金収入の増収が見込めない。また、給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、現在の料金体系では料金収入も減少していくものと見込まれる。

### (4) 施設の見通し

本町の水道普及率は77.7%となっている。そこで、さらなる水道普及率の向上を図るため、新たな水道施設の建設も検討すべきであるが、地理的条件等により、水道未普及を解消する建設費が多額となり、費用対効果や今後の財政状況から、新たな水道施設を建設することは困難である。現在、水道施設は7施設で稼働しており、安全で安定した水道水の供給に努めてきた。しかし、建設してから20年以上経過した水道施設もあり、浄水場内の電気計装設備等の劣化や、耐震化されていない配水管等の更新など、今後維持管理にかかる費用の増加が見込まれる。現在まで、経営の効率化等に努めてきたが、今後は計画的な施設更新等が重要な課題となっている。

### (5) 組織の見通し

現体制は、上下水道係で2人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは現実的でないため、少なくとも現体制を維持する必要がある。今後、公営企業会計移行も検討する中で、業務量が増加することから、業務量増加に対応するための人員増の検討をする必要がある。

## 3. 経営の基本方針

給水人口が減少し、水需要も減少する中で、今後も水道料金の減収が予想される。安全で安定した水道水を供給し続けるため、料金水準等も検討した上で、財政計画を策定し、計画的な維持管理及び経営改善を続けていく。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度												(単位:千円, %)
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
1 総収	57,682	55,805	55,107	52,439	52,455	51,603	50,808	50,018	49,231	48,479	47,754	47,040	
(1) 営業	50,360	49,230	49,280	47,325	47,931	47,561	47,191	46,825	46,463	46,100	45,741	45,385	
了料	49,664	48,755	48,566	47,211	47,817	47,445	47,075	46,709	46,347	45,984	45,625	45,269	
イ受託工	26	21	30	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
ウその他	670	454	684	110	110	112	112	112	112	112	112	112	
(2) 営業外	7,322	6,575	5,827	5,114	4,524	4,042	3,617	3,193	2,768	2,379	2,013	1,655	
了業外	7,322	6,575	5,827	5,114	4,524	4,042	3,617	3,193	2,768	2,379	2,013	1,655	
イその他	37,471	38,850	38,315	41,355	34,848	35,045	38,979	33,282	32,470	31,268	30,743	32,229	
了業外	19,889	21,821	22,715	26,729	21,830	22,888	27,719	22,866	22,952	22,578	22,829	25,079	
イ職員	6,625	7,607	7,495	7,401	7,423	7,445	7,467	7,489	7,511	7,533	7,555	7,577	
了退職手当	2,974	14,014	15,220	19,328	14,407	15,443	20,282	15,377	15,441	15,043	15,274	17,502	
イその他	17,582	17,229	15,600	14,826	13,018	12,157	11,280	10,416	9,518	8,892	7,914	7,150	
了業外	14,608	13,113	11,622	10,310	9,018	8,057	7,210	6,366	5,518	4,742	4,014	3,300	
イその他	2,974	4,116	3,978	4,516	4,000	4,100	4,050	4,050	4,000	3,950	3,900	3,850	
了業外	20,211	16,955	16,792	11,084	17,607	16,558	11,829	16,736	16,761	17,211	17,011	14,811	
イ資本	44,390	41,754	40,757	118,475	40,481	20,932	29,077	23,796	24,485	24,093	24,991	28,795	
(1) 地	44,390	41,754	40,757	83,100	18,000	18,000	29,077	23,796	24,485	24,093	24,991	28,795	
了資本	44,390	41,754	40,757	35,375	22,481	20,932	29,077	23,796	24,485	24,093	24,991	28,795	
(2) 他	64,601	58,709	57,549	129,559	58,088	37,490	40,906	40,532	41,246	41,304	42,002	43,606	
(3) 定	3,505	3,505	2,096	80,882	16,311	2,000	7,260	1,450	2,150	1,800	1,983	3,575	
(4) 国	61,096	58,709	55,453	48,677	41,777	35,490	33,646	39,082	39,096	39,704	40,019	40,031	
(5) 工													
(6) 事													
(7) 其													
資本的	△ 20,211	△ 16,955	△ 16,792	△ 11,084	△ 17,607	△ 16,558	△ 11,829	△ 16,736	△ 16,761	△ 17,211	△ 17,011	△ 14,811	

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	(単位:千円,%)		
														36年度	37年度	
収支差引	(E)+(I)															
立	(K)															
前年度からの繰越	(L)															
前年度繰上預入金	(M)															
形	(N)															
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)															
案	(P)															
取	(Q)															
買	(R)															
(N)-(O)																
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$															
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	58.5%	57.2%	56.8%	56.2%	68.5%	73.2%	70.0%	69.1%	68.8%	68.3%	67.5%	65.1%			
地方財政法施行令第16条第1項により算定	(R)															
営業収益	(B)-(C)	50,324	49,208	49,250	47,321	47,927	47,557	47,187	46,821	46,459	46,096	45,737	45,381			
地方財政法による	(S)															
地方財政法による	(T)															
資金不足の比率	$\frac{(R)/(S) \times 100}{(T)}$															
健全化法施行令第6条により算定	(U)															
健全化法施行令第7条により算定	(V)															
健全化法第22条により算定	$\frac{(T)/(V) \times 100}{(U)}$															
他会計借入金残高	(W)															
地	(X)	572,040	513,330	457,877	409,200	450,523	433,034	399,388	360,306	321,211	281,507	241,487	201,456			
他会計繰入金																
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	(単位:千円)		
収益的収支分		7,322	6,575	5,827	5,114	4,524	4,042	3,617	3,193	2,768	2,379	2,013	1,655			
うち基準内繰入金		7,322	6,575	5,827	5,114	4,524	4,042	3,617	3,193	2,768	2,379	2,013	1,655			
うち基準外繰入金																
資本的収支分		44,390	41,754	40,757	35,375	22,481	20,932	29,077	23,796	24,485	24,093	24,991	28,795			
うち基準内繰入金		30,614	29,423	27,589	24,478	21,173	19,039	17,118	19,841	19,853	20,162	20,324	20,015			
うち基準外繰入金		13,776	12,331	13,168	10,897	1,308	1,897	11,959	3,955	4,632	3,931	4,667	8,780			
合計		51,712	48,329	46,584	40,489	27,005	24,974	32,694	26,989	27,253	26,472	27,004	30,450			

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行う。

現施設の経営規模では、民間委託をしても経費等の削減は期待できないが、業務の効率化を図るため、広域化など様々な手法を検討していく。また、今後施設を適正に維持管理するための投資を、計画的に行えるよう施設、設備の長寿命化計画の策定を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	給水人口及び水需要の減少等により料金収入が毎年減少となり、起債の元利償還金の減少に伴い一般会計繰入金も減少し、年々収入総額が減少しているが適正な事業経営を行い収支の均衡を図る。

水道料金収入は年々減少しており、料金収入の増収は見込めないが、漏水調査を行い有収率の向上に努める。起債の元利償還金が年々減少するため、資本費平準化債については検討していない。また、新たな水道施設等への投資については検討していないため、検討中である公営企業会計移行に係る経費については企業債以外の国庫補助金等は見込んでいない。簡易水道事業を適正に経営するため、早期公営企業会計移行を検討し、経営状況を的確に把握する。その上で、必要とする財源が不足する場合には、新たな起債の借入のほか、料金体系の等の見直しも検討する必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の地形的条件等により、各水道施設・設備を統合することができず、施設・設備の合理化は期待できないが、個々の施設について検討し、経費削減に努める。 ・委託料については、水質検査業務を民間へ委託し、水道水の安全性を確保しているが、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託、指定管理制度等を導入しても効果は期待できない。 ・修繕費については、今後施設の老朽化が進むため、検討事項である公営企業会計への移行をする場合、固定資産整備等の資料を基に、施設の長寿命化を図るための更新計画等を策定し、修繕に係る経費の平準化を図っていく。 ・動力費については、水道施設が今後増える計画がないため、現施設の適正な運用を図っていく。 ・職員給与については、本町の給与制度により経費が算出されている。
--



(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

平成28年度より、水道事業の基盤強化に関する検討会(仮称)の立上げに先立ち意見交換会が開催され、広域化等に向けての取組が検討されている。

本町の水道事業は民間で経営するには規模が小さく検討もなされていなかったが、今後広域化が現実化すれば経営規模が大きくなり、これまで以上の維持管理費等の削減ができ、技術職員が退職等により不在となった場合の対応も期待できる。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については未検討。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の施設の統合等の予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	簡易水道事業の統合をできる施設から検討して行く。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	固定資産台帳整備等の結果を踏まえ、検討していく。
広域化	維持管理費等の削減が期待できるので、今後検討して行く。
その他の取組	水道施設整備では、老朽化に伴う浄水場の電気計装設備更新、石綿セメント管の更新を見込んでいく。

② 財源について検討状況等

料 金	公営企業会計への移行検討に伴い、減価償却費等の新たな費用を補うための財源が必要となることから、限られた財源でこれらの費用を補うことができない場合、水道料金等の見直しを検討する必要がある。
企 業 債	老朽化した浄水場の電気計装設備更新及び石綿セメント管更新の計画に伴う経費に充当する企業債の他に借入れる必要がなく、企業債の元利償還金の額も年々減少して行く。
繰 入 金	人口の減少、少子高齢化により料金収入が減少して行く中で、繰入額は減って行くが、一般会計からの繰入金は続くため、今後、検討する必要がある。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	遊休資産がなく、小水力発電等についても、事業実施後の維持管理費等の経費が多額となるので未検討。
その他の取組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や、交付金措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水道施設の水質検査等を委託して、事務の軽減及び経費の削減を図ってきたが、今後は、水道施設の維持管理委託における広域化について検討する。
修 繕 費	20年以上経過した施設があり、浄水場内の電気計装設備等の更新を29年度に行うほか、塩ビ管等の耐震化されていない設備及び今後老朽化が懸念される他の施設についても、計画的に更新できるよう検討する。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制する。
職 員 給 与 費	本町の給与制度による。
その他の取組	水道普及率の向上、収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検討しながら取り組む。 また、今後、公営企業会計移行について検討するにあたり、水道使用者等に対して、ホームページ、広報誌等により水道事業の財政状況を公開し、水道使用者等との相互理解を深める。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い5年毎に見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新する。 公営企業会計移行時には、適用後の会計に基づき経営戦略を見直す予定である。
-------------------------	---